

第九十四回国会
衆議院
交通安全対策特別委員会議録第八号

昭和五十六年四月二十三日(木曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 斎藤 実君

理事

要する者のうち一定の要件に該当する者に対する介護料の支給でございます。

○沢田委員 いま適性診断は入つてなかつたが、

これは入つてないからということなんでしょう。

そこで、センターの方ではいま四十九億ぐらいの借金をしておりますね。この借金の主なものは何なのか、お答えをいただきたい。四十四億の貸し付けは何なのか、これも簡単にお答えいただきたい。

○山口参考人 貸し付けにつきましては、国の自賠特会の方からの借り受けをいたしまして、そのお金を貸し付けをいたしております。

その主要な内容は、交通遺児等に対する貸し付けでございます。貸し付けの額をいたしましては、五十五年度で約十五億の貸し付けをいたしております。

○沢田委員 借り入れの四十八億は、いま言つたように自賠特会から四十八億借りている、こういうことですね、いまさつきの答弁は（山口参考人「そうございます」と呼ぶ）いいです、頭を下げてもらえば。

そこで、四八年からのセンターの経営状況を私なりに判断しますと、この適性診断というのはべらぼうにもうけているわけでありまして、五十四年度を例にとれば、一億の適性診断の支出に対し、これは人件費を除いた支出だと思うのであります、収入は実に三億であります。

給与は、これはものすごく、普通の会社だったら倒産してしまうのであります、現在十九億、政府の補助が二十六億ですね。こういうことで政

府の補助はほとんど人件費に充当しているといふ状況で今日まで経営をしている実態にある。しかも現在、借金は総額六億六千万円、まさにお役所仕事というか、経営努力というかそういうものは何ら受けられる状況にはなつてない。人件費が、いい悪いは別としてともかく六〇%ぐらいになつてきている。

しかも、政府の補助金を日当てに、四八年の一億一千万から四十九年十億に上がって、五十年が十三億、五十一年が十七億、五十二年が十九億、五十三年が二十一億、五十四年が二十六億、実際に百億以上の国の補助をもらって、言うならば、その中身は適性診断と、ようやく五十四年になつて重度の者に対して若干、三億程度出しております。すけれども、それで借り入れと貸し付けの差が四億も五億もある。これはどう考えてみたって、経常運営として借り入れの方が多くて貸し付けの方が少ない。では、その残りの金は何だ。利息はそれがだけ入つてきているのかと言つたら、利息も入ってきてない、利息收入もきわめて少ない。どういう運用をしているのか。そうすると、その五億はどこへ行つたのか。こういうことの問題がこの五十四年度までの経営形態の中で生まれてくる。その五億、借入金額の上積みになつた分は、結果的には六億六千万円の借金の穴埋めに使われているという状態で、今年度ようやく経常収支が一応ゼロになつてきた。しかし、このゼロになつてしまつたというのは全部政府の補助が、五十一年を例にとれば給与が十四億に対し十七億の補助をもらつていて、人件費とほぼ同じです。ところが、五十四年度になつたならば、現在の人件費、給与に対して二十六億の補助である、大幅にこの補助がふえた、だから、一応経常収支が償うようになつてきた。言うならば補助団体であることには間違いないのだが、補助金で賄うっている団体で、あえて言葉を悪く言えば寄生虫的なものだと私は言わなければならぬ。経営努力はどこにあるのか、ということを私は考える。それで、またこのセンター法が改正されて病院なんか持つていつたと仮定すれば、とんでもない荷物をしょい込むことになるだろうと思う。

○山口参考人 お答えいたしました。

あなたの給与は大体幾らですか。ちょっとと見てください。

臣の承認を受け、そして運輸大臣はさらに大蔵大臣に協議をするというかこうで決めていただいているのだけれども、だんだんこの歩合が適性診

も改定の要求をいたしておりますけれども、私の

いまもらつております俸給は七十九万五千円でございます。

○沢田委員 借り入れの上積みの四億はどういう

ごとにあります。

○山口参考人 借り入れのお金の使い方は、主と

して一般貸付金に充當をされておるわけでござい

ます。その借入金に対しましては、利息收入等を含めまして、そういうものでもって業務を運営いた

しております。それで、その利息收入等によりま

して目的達成業務の貸付金等の運用もいたしてお

るという仕組みになつております。

○沢田委員 私が言つたのは、五十三年で三十三

億の貸し付けで三十八億の借り入れ、五十四年は

四十四億の貸し付けで四十八億の借り入れ、そ

すると、その借り入れた金利は幾ら、それから貸

し付けた金利は幾らですか、ちょっとと言つてくだ

さい。

○山口参考人 貸し付けにつきましては、交通遺

児等に対する貸し付けにつきましては無利子とい

たしております。また、重度後遺障害者の子弟等

に対するものも同様でござりますし、さらに保険

金または保障金をもらえる人がまだもらわないで

いるような場合に立てかえ貸し付けをいたします

が、そういう方々に対する利子は無利子といたし

ております。さらに、不履行判決貸し付けと申し

まして、要するに債務名義を受けましたがまだ支

払いを受けていないという者に対する貸し付

けをいたしておりますが、この方に対する貸し付

けは年三%でございます。それから、国からの借

り入れでございますが、これにつきましては無利

子でお借りをいたしております。

○沢田委員 言うならば、こういうことですね。

国から四十八億の借入金をもらって、その四十八

億は原則的に無利子で、残りの五億は運用資金と

して回して、その金利をかせぐために政府は貸し

ている、簡単に言えばそういうことになりますね。

一億一千万から四十九年十億に上がって、五十年

断の実費に対して収入は物すごく高い、手数料を手数料もこれまたいま言つたような分の補てんの手数料もこれまたいま言つたような分の補てんを使われている、こういうことになりますね。

○山口参考人 適性診断につきましては、ただいま

お話をございましたように、収入といたしま

してはたとえば五十五年度をとりますと三億の収入でございますし、それから費用といたしまして

は、適性診断業務費として一億七千万、この点につきましては黒が出ておるわけでございます。

これは、実は適性診断にかかります費用といふのは大部分が人件費でございます。各運転者に對しまして診断員が約十種類のテストを二時間かけ

しておられます。それで、その利息收入等によつてきてます。それが何と申しましても非常に

してはたとえば五十五年度をとりますと三億の収入でございますし、それから費用といたしまして

あなたの方の間違いない数字だとすればそういうことになる。

そこで運輸大臣、きのうまでの質問で、今度事故センターで、差別用語ではないが心身障害者の方のセンターをつくる、これは五十人入れるのだ、その金はとりあえず三十億か四十億かかる、これからもまた五十億かかるか六十億かかるかわからぬが、とにかくかかる。その金の出る場所は、言つてならば自賠償の再保險の運用益の積立金の中から出してこれを貯うのだというのがきのう一日の質問を通じた今度の提案の中身だ、大ざっぱに言つてこういうふうに理解していくでしようか。

○塙川国務大臣 大体そういうところであります。
○沢田委員 それから、審議官が言われたのは、この問題が自動車の自賠償の金を運用をしていく——運用というか、間接的でありまして、それが運用することは、原因が自動車にあるのだからそれを救つてやるのはあたりまえではないだろうか、あたりまえとまでは言わないけれども、そういうのが筋道じゃなかろうかというものが審議官のきのう一日を通じての答弁の結論だと思いますが、そう理解してよろしいですか。

○柵橋説明員 自賠償の運用益というのは、目的といたしましては自動車事故の防止とかその他の被害者の救済とか、そういうものに使うのが至当であるうとお答えを申し上げたのはそのとおりであります。

○沢田委員 そこで、自動車損害賠償保障法の、

乗用車なり一般の自動車を含めて保険料を納めて

いる人に、そういう人たちに対する給付義務とい

うか保障義務というものが果たして法律的に存

するのかどうかという問題なのです。

まず第一点は、この自動車損害賠償保障法からいきますと、あくまでも「被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資する」とい

うことになっていますが、結果的には第三条にそ

の責任というのがあります。問題は、責任がわれ

われに及ぶのかどうか、事故を起こした以外の者

に及ぶのかどうかというのが一つの問題点なんですが、「自己及び運転者が自動車の運行に關し注意を怠らなかつたこと、被害者は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構成上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。」とあります。「他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。」これが第三条の主文なんですね。これはだれがだれにというと、の運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。」これが法律ですね。原則はあくまでも個人対個人の問題としてうたわれているわけです。そして今度保障の問題は公共的に、その生活が窮屈しかどうかは別の問題として、この保障によつて、みんながお互いに出し合つた金の中から次に定める基準に従つて給付を行う。給付を行つていう内容は、一級障害の場合でなければ千五百円であるということですね。ここまで間違いないであります。

○柵橋説明員 先生おっしゃいますように、自賠償の三条というので責任関係、法律の関係を明確にし、三章以下でそれに対する保険の関係の規定が一連あるわけでございます。

ただ、先生いま千五百万とおっしゃいましたが、後遺症の場合は二千万まででございます。そ

の点以外はおっしゃるとおりでございます。そ

うわれるということになつていますね。これは間違ひないです。

○柵橋説明員 さようございます。

○沢田委員 そこで、今回改めてセンターができる

て、一般の保険加入者がこの費用を捻出をするところ

いうことはどういう法律根拠になりますか。共同不法行為ということになるんですか。どういう法

律的な根拠に基づいて、一般の保険者がそのセンターに出す金を認知をしなければならない義務が

あるのか。いまも言ったように、自動車損害賠償

保障法によれば、いわゆる被害者と加害者というものがまず直接の関係である。そしていわゆる損害賠償の保険を掛けます。これはわれわれはぶつ

たくられる、こう言つていますが、とにかくそれ

を掛けます。そして掛けた金の運用益をもつて今度はセンターに金を出す、こういうことです。

そうすると、第一次的に見ますと、これで法律的な体系は終結をしている。言つてならば二千万な

ども二千万の一級障害に対しても給付をした、そういうことです。そして法律で定める水準はもう

ここで確保されたわけです。いわゆる保険のシステムの中においては、少なくとも法律的に国家的な社会的な責任は、義務はこれによつて果たし終わったということだと思うのです。それ以上、

たとえば共同して金を出資するということは、国民に何らかの賠償義務、責任の発生がなければそ

のことは必要性のないことだ、こういうことになるとじやないです。いかがでしょう。

○柵橋説明員 先ほど先生おっしゃいましたように、自賠償法は大きく言いまして二つの部分から成り立つておるわけでございまして、第二章、すな

わち先生が引用されました第三条という条文がございますが、この条文で、自動車を運行の用に供する者とそれによって被害を受けた者との責任關係、これはもしこの法律がなければ一般的には民法七百九条の不法行為に該当するわけでございまして、いわゆる举証責任を転換をいたしまして、加重をして責任関係を明確にした。その他の責任関係については四条にある民法原則に戻ります。こういうのが一つでございます。

もう一つは三章以下でございまして、自動車損害賠償責任保険に加入しなければ自動車を運行しても、加重をして責任関係を明確にした。その他の

責任関係については四条にある民法原則に戻ります。こういうのが一つでございます。

そこで、二章の関係、すなわち三条関係という

のは、先生おっしゃるような法律上の責任関係でございますが、三章以下は保険の理論に戻る、戻るといいますか、保険の理論で保険を掛けなければいけない。保険には保険の理屈がございまして、これは私ども専門ではございません。大蔵省が所管されておりますけれども、一般的に保険といふもので賄われる相互の契約関係に戻るわけでございまして、その中におきまして、この自動車事故対策センターに出す金その他の金は、先ほどございまして、その中におきまして、この自動車

事故対策センターに金を出す、こういうことです。

そうすると、第一次的に見ますと、これで法律

一般的な体系は終結をしている。言つてならば二千万な

ども二千万の一級障害に対しても給付をした、そういうことです。そして法律で定める水準はもう

ここで確保されたわけです。いわゆる保険のシステムの中においては、少なくとも法律的に国家的な社会的な責任は、義務はこれによつて果たし終わったということですね。それ以上、

たとえば共同して金を出資するということは、国民に何らかの賠償義務、責任の発生がなければそ

のことは必要性のないことだ、こういうことになるとじやないです。いかがでしょう。

○柵橋説明員 先ほど先生おっしゃいましたように、自賠償法は大きく言いまして二つの部分から成り立つておるわけでございまして、第二章、すな

わち先生が引用されました第三条という条文がございますが、この条文で、自動車を運行の用に供する者とそれによって被害を受けた者との責任關係、これはもしこの法律がなければ一般的には民法七百九条の不法行為に該当するわけでございまして、いわゆる举証責任を転換をいたしまして、加重をして責任関係を明確にした。その他の

責任関係については四条にある民法原則に戻ります。こういうのが一つでございます。

もう一つは三章以下でございまして、自動車損害賠償責任保険に加入しなければ自動車を運行しても、加重をして責任関係を明確にした。その他の

責任関係については四条にある民法原則に戻ります。こういうのが一つでございます。

そこで、二章の関係、すなわち三条関係という

のは、先生おっしゃるような法律上の責任関係でございますが、三章以下は保険の理論に戻る、戻るといいますか、保険の理論で保険を掛けなければいけない。保険には保険の理屈がございまして、これは私ども専門ではございません。大蔵省が所管されておりますけれども、一般的に保険といふもので賄われる相互の契約関係に戻るわけでございまして、その中におきまして、この自動車

事故対策センターに出す金その他の金は、先ほどございまして、その中におきまして、この自動車

事故対策センターに金を出す、こういうことです。

そうすると、第一次的に見ますと、これで法律

一般的な体系は終結をしている。言つてならば二千万な

ども二千万の一級障害に対しても給付をした、そういうことです。そして法律で定める水準はもう

ここで確保されたわけです。いわゆる保険のシステムの中においては、少なくとも法律的に国家的な社会的な責任は、義務はこれによつて果たし終わったということですね。それ以上、

たとえば共同して金を出資するということは、国民に何らかの賠償義務、責任の発生がなければそ

のことは必要性のないことだ、こういうことになるとじやないです。いかがでしょう。

○柵橋説明員 さようございます。

そこで、これは岡田さん来ておられるから政務

次官に言つたのですが、いわゆる自動車損害賠償保険でありますと何であろうと、われわれの会議でも一事

不再議がありますが、一たん給付をもつて終結を

した。いや、なぜわれわれが運用益をそこに使用をしなければならないという共同責任というものがあるかと言えば、これは民法で定められていく

論拠でなければいけば不法共同行為、こういうことにならなければ出資をする原因はないわけですね、法律的には、だから、運用益を勝手に、勝手にと言つては恐縮ですが、いわゆる法律なりその他の問題題

なしにその使い道を決めるということは、これは
言うならば、本来ならば保険加入者に還元をすべ
きものなんですね。保険加入者に還元をするべき
ものであって、その運用益があるんだからそれを
いわゆる複合給付にしていくということは、法律
体系として非常な問題を残すということになると
私は思うのです。

そらうすると、一たん二千もった人が一千俵がまたがった。そのことによつて、おやじが二千万もつたんだけれども、とてもじやないが食つていけなくなつたから助けてくれという請求権を改めて発生させるやり方だと私は思う、言ひなれば、一たん二千万なら二千万で、五分の利息とすれば百万、それに看護手当（まあ一日三千円）月に九万円、これでその植物的な状態になつておられる人の看護料は賄つていきなさいよといふのが、国民合意に基づく自動車損害賠償の限界であるわけなんですね。これを上げるかどうかは別ですよ。それを上げるというなら、これはそれなりに一次的な原則に立つんですけど、私は筋が通ると思う。それで終結をしました、それで損害賠償の責任は国民的な合意のもとにおいて終了したということを宣言した後で、今回のように複合給付のような条件をつくり出すということは、法のらち外である。これは改めて別に国民の金を取るなり何らかのそういう方法をとつて投資をするということであれば正常であろうと思うのですが、そうでなかつたらば、この二千万を二千五百万にするとか、それは金額を上げることは、給付条件を改善することもあり得なのです。法律論体系として複合給付ということはあり得ない、私はそういうふうに思う。一たんもつたものを、足りないからまたくればと言つたつて、どこと契約したつて、あなたが二千万円で契約して、後になつてみたら足りなかつたからもう一回よこせと言つたつて、通る世の中じゃないでしよう、民法上も。それをあえていま犯そうとしているということは、これは法律論体系として私はきわめてゆるしい問

題だと思つてゐる。保岡先生においでをいただい
たのは、いわゆる保険もそうなんですが、火災保険
であろうと何の保険であろうと、それが終結した
後、しかも二年間で時効であるという現在の法律
体系の中に、改めてその金が何らかの形で、有形
無形であるにかかわらず給付の対象になるという
ことは法理論体系を崩している、こういうことにな
るんだろうと私は思うのでありますて、その点
ひとつお伺いをいたしたい。

知識を持ち合わせて いるわけではありませんけれども、いま運輸省の事務当局からお答えした話等

保険ではありますけれども、基本的には保険契約に基づいて、保険を掛ける者がこれを受認して、その給付したところの資金の運用を図っていくということであろうと思います。そういう意味で、もちろん民事上の、自動車事故による損害賠償請求権という私法上の不法行為に基づく請求権を保障する性質のものであろうと思いますが、それに加えて保険契約によって受認することができないかと、私は法律の内容の決め方いかんによつてはこれを加えてとるべきものであらうと思いますが、細かいことは事務当局からお答えさせていただきたいと思います。

○沢田委員　運輸大臣、今までの問題、もう時間がないのですが、だからこれは足らないのです

かこの問題だけで終わらんじやしないかがないのですが、いわゆる一たん給付をしました、そして特例は二三。(一)。二(二)、三(三)、四(四)、

時效は二年です。それで本人は了承をしたかしないかは別として、法律的に民事訴訟を起こしたわけではない、あるいは行政不服審査法の請求をしたわけではない。そういう条件の中で、そしてさらには複合給付をするということは、果たして法理論体系として成り立つのかどうか。これは私は、今後きわめて問題を起こす根拠になる。保険部長も来ておりますけれども、それではもう社会の秩序なんかいうものは保てなくなってしまう。二千万円が泣き寝入りであろうとなかろうと、それでもう

つて、それでやむなしと合意に達しているわけでありますよね。不満ならば、二年間の時効の期間を切れないので本人は請求する権利を持っている。その権利を主張しなくて今日に至つて、そして今度はまた、あなたには足らなかつたから出しますよといふ複合給付、これはいわゆる自賠償保険の関係ではない、少なくとも社会政策だ。いわゆる制度的ではなくて、行なうべき事務だ。そのためには、

○ 塩川国務大臣 沢田先生のはちょっとと思い詰めて議論をしておられるような感じもするのです。が、大臣、いかがでしようか。

理屈からいつたら、そういう理屈は成り立つと思う。しかし、その療養給付を受ける人が請求権をして言っておられるのではない。そうではないのです。したがいまして、これは、いわばそういう気の毒な方々に対してセンターとして精いっぱいすることをしたいという意向からやつておるわけであります。一方、余剰金があつて、それをどうしてセンターの方に回し、センターがそれを療養給付に使うかという、そのことにつきましては、これはやっぱり一つの政策決定だ。要するに余剰金があるとするならば、それを保険料の方で考えるか、あるいはそういう救済関係で使うかということは政策の問題であつて、法律的な求償権に基づくものとしてやるといふようなことではない、われわれはそのように思つておるわけでございまして、今回このセンター法の改正をお願いいたしておりますのは、そのようになかなか手の行き届かない気の毒な、自動車のためにそういう事態になつた方々の、そのうちの何割かでもお救いできればと、いふ、いわばそういう政策判断をした上でどつた措置であるということでございます。

害賠償のらち外である。それはあくまでも政策決定の、政策的なものである。そういうことになるので、損害賠償保障の金の運用からいけば、論理的に合わない。時効も過ぎた、しかも損害賠償金はも支払われた、本人からの請求権はない、それに

よつていわゆる自動車損害賠償法に基づく
べての条件は満たしたのである。とすれば、その
金を使ってもう一回給付をするという論理はない。
もしそれが余つているとすると、なら国に納め
て、厚生省なり運輸省で使うかどうかは別です。
國に納めさせて、國の一般の財源として政策的に
使うということでなければ論理が立つていかない
ということになるんだろうと思うのですね。もし
この中で損害賠償の範囲内におさめるとするなら
ば、後遺障害の給付の水準を面当引き上げるとい
う形によつて行っていくことが筋道であつて、そ
れはこれから、いままでの人はだめですよ、法は遡
及せすですから。だから当然これから的人は二千
五百万なり三千万なり支給をしてやることによ
つて賄つていく。余つていればそういう方法をと
つてやるのが筋道である。もしさういう使い方を
したくないんだたらば、競馬会からも電電か
らも吸い上げている今日、当然それじや余つてい
る金を國に納付するか、あるいはわれわれ一般の
國民に還元するか、これは別問題として政策決定
をすべき性格の金である。だから二重給付という
条件をつくるということは、仮にもこれは行つて
はならない一つの歯どめであるというふうに私は
思うのですよ。大臣がいみじくも、私が質問しよ
うと思っていたことを、結果的にはこれは政策決
定である。政策決定であるとすれば運輸省独自の
問題じやない。いわゆる國全体の整合性というも
のの視点に立つて判断をしなければならない。そ
の中における優先順位、選択決定といふことが求
められてくるということになりますね。

と申しますのは二十九万四千人、一四%ほどあります。寝たきり老人は約三十五万人ほどと推計をされています。

○沢田委員 大臣も閣僚の一人であります。だからこの保険の金の扱いだけの視点、物の見方ではなくて、やはりいま言われた、全般的な国民の中で、今日いわゆる不遇に置かれている者、その全体的な分野においての中で選択をしていかなければならぬ。そういう視点に今日立つべきである、自動車のエゴだけで許されるものではないと私は思います。しかし、これはこれなりの意味はあるでしょう。あるけれども、考え方としては、いま言ったような三十五万、さらに加えるならばもっと多いであります。実際には老齢化した人、職業中の人その他を加えて、九十歳ぐらいになっている人もおりますから、そういう人たちを加えたらもっと多い。そういう全般的な国民の生活の中ににおいて、介護を要し、本当にもう流れ流している生活の状態にいる人々は、単に四百何十名かの人たちには限定されない。ですから、それをどうやって浮上させるかという全体的な政策の整合性というものを確保する必要があるんではないのか、ここで思いつきのようにやられていくことは、若干その意味においては問題があるという気がいたしました。これは後でお答えいただきます。

厚生省の方にお伺いするのですが、一級障害でこれは一般的に植物人間と言われている人は、その病状が長期になり固定化をして回復率一%、こう言われている。きのうまでの質問でそういうことになっているのですが、そういう人たちが病院からはじき飛ばされるという傾向についてはどういうふうにごらんになっておられますか。そういうことはないと言えますか。それから、これはがんみたいなもので死にそうちから家に帰らしやえということで、平均寿命二年ぐらいだとわれわれも言っているのですが、そういう状態ですか、いかがでしよう。

○水田説明員 お答え申し上げます。

病院におきましては当然医学的な管理のもとに最善を尽くす、こういうことに相なっているわけでございまして、自宅に帰られるという場合、家族側の強い希望がある場合にはこれを強制的に

院させるという手段はございませんので、自宅に帰られるという場合には病院側と御家族の方の合意によって帰られるというのが実態ではないか、

こういうふうに考えておるわけでございます。

○沢田委員 それじゃ、追い出すということは指導もしてなければ強要もしない、こういうふうに受けとめていいですね。

○水田説明員 いやしくも追い出すということは病院はあつてはならぬし、またそういうことのないように指導いたしておるつもりでございます。

○沢田委員 なおもう一つは、自動車の障害者でありますからといって特別扱いをするのですか、しないのですか。

○水田説明員 こういう遷延性の高度意識障害になられる方は種々の原因によるということは、昨日もいろいろお答え申し上げたわけであります

が、それぞれの原因によつてこういう重度の意識障害になられた方については、それぞれの原因となつた病気の治療との関連においてそれぞれ対処をいたしていけるところでございます。

○沢田委員 原則的には、その原因別に治療するわけじやないでしよう。その病状に対して対症療法をしていくというのが医療の原則ですね。原因

おまえは公務だからもつと助けてやらなくちゃならない、そういう医療制度ではないですね。

○水田説明員 おおっしゃるとおりでございます。

私が申し上げます意味は、たとえば肝臓がんの末期においては解毒作用がなくなるものですから、一種の尿毒症的な要素を生じまして意識障害というものが生じ、結果的に植物人間的な症状を呈するわけですが、その場合にはやはりがんの治療と並行しながら植物的人間になつた人の生命の維持ということが並行して行われる。また、ガス中毒による意識障害者については、ガス中毒に

よる余病を発している点についての除去と植物人間になつた状態における生命の維持が並行して行われる、こういうことに相なるうかと思いま

す。

○沢田委員 大臣、さつきの質問といままでの答弁と関連しまして、自動車による障害者だからといって差別はされない。また、もうおまえはこれでこの世は終わりだよということを言って、合意に達しない限り退院の命令も行わない。その上に加えて、このセンターが行わなければならない要件というものは果たして何なのだろうか。先ほどまでの説明を開くと、家庭が大変だ。それは普通ならば看護料をふやせばいいわけですね。もし人を採用できるだけ金額をふやせばなお結構ですよ。そういうようなことで十分足りるわけですね。病院の方の、いわゆる厚生省側の受け入れ体制としては欠陥はないと思いますが、私は今までの答弁で言えると思います。どこに欠陥があるのですか、言つてください。

○塩川国務大臣 欠陥があるから別に療養所をつくるんだ。そういう趣旨でわれわれやつていてのではございませんで、自動車が原因でこういう不幸になられた方を少しでも救済ができるればと、幸になられた方を少しでも救済ができるればと、いうことでございまして、あえてそういう欠陥を指摘してわれわれで完璧なものをつくろう。そんなことを当初心から考えたものじやございません。大体これら相互扶助の精神からこういうふうにつくっていくという施設もあるのです。ただ単に自動車事故対策センターが今回考えておりますのだけではなくて、同じ自動車仲間でこうして起つた事故に對してお互い助け合おうじゃないかといふ、そういう精神が発露してきたのです。それをつけくつて、それで療養施設をつくつたりしておられます。これはやはり同じような考え方方が根底にあるようと思うのです。それは決していかぬとは言えるものじやない。そういう施設が方々にでき

ていいのではないかと思うでございまして、われわれはそういう政策の選択をした、こういうことでござります。

○沢田委員 それはわれわれも考えたんです。

では共済ということでやるという考え方とすれば、監査であるとか掛金であるとか運用であるとか、すべてそれは組合員が発言権を確保しなければいけない。相対的なものです。ただ片方は金を出すだけで、端株の株主じやありませんけれども、端株を持っているだけでもないと、ということではない。たとえば今度の商法改正だつて、端株

だつて議決権はなくとも発言権はある。要するに共済という考え方でいくならば、それは出費を立されなければならない。天引き計算で余つたら適当に配るのだという論理は通用しないと思うのです。保険会社だつて総会を開かなければならぬ義務がつけられているわけです。法律体系として

そなれば、その金の使い道がどうであるか、あるいはその金はどうなんだということに対する、いわゆる自賠償の保険を掛けている者の発言を確保する場所がある、あるいはそのシステムが確立されなければならない。共済にはそういうものが立派な組織ではないか。天引き計算で余つたら適当に配るのだという論理は通用しないと思うのです。保険会社だつて総会を開かなければならぬ義務がつけられているわけです。法律体系として

そなれば、その金の使い道がどうであるか、あるいはその金はどうなんだということに対する、いわゆる自賠償の保険を掛けている者の発言を確立する場所がある、あるいはそのシステムが確立されなければならない。共済にはそういうものが立派な組織ではないか。天引き計算で余つたら適當に配るのだという論理は通用しないと思うのです。保険会社だつて総会を開かなければならぬ義務がつけられているわけです。法律体系として

そなれば、その金の使い道がどうであるか、あるいはその金はどうなんだということに対する、いわゆる自賠償の保険を掛けている者の発言を確立する場所がある、あるいはそのシステムが確立されなければならない。共済にはそういうものが立派な組織ではないか。天引き計算で余つたら適當に配るのだという論理は通用しないと思うのです。保険会社だつて総会を開かなければならぬ義務がつけられているわけです。法律体系として

そなれば、その金の使い道がどうであるか、あるいはその金はどうなんだということに対する、いわゆる自賠償の保険を掛けている者の発言を確立する場所がある、あるいはそのシステムが確立されなければならない。共済にはそういうものが立派な組織ではないか。天引き計算で余つたら適當に配るのだという論理は通用しないと思うのです。保険会社だつて総会を開かなければならぬ義務がつけられているわけです。法律体系として

そなれば、その金の使い道がどうであるか、あるいはその金はどうなんだということに対する、いわゆる自賠償の保険を掛けている者の発言を確立する場所がある、あるいはそのシステムが確立されなければならない。共済にはそういうものが立派な組織ではないか。天引き計算で余つたら適當に配るのだという論理は通用しないと思うのです。保険会社だつて総会を開かなければならぬ義務がつけられているわけです。法律体系として

そなれば、その金の使い道がどうであるか、あるいはその金はどうなんだということに対する、いわゆる自賠償の保険を掛けている者の発言を確立する場所がある、あるいはそのシステムが確立されなければならない。共済にはそういうものが立派な組織ではないか。天引き計算で余つたら適當に配るのだという論理は通用しないと思うのです。保険会社だつて総会を開かなければならぬ義務がつけられているわけです。法律体系として

そなれば、その金の使い道がどうであるか、あるいはその金はどうなんだということに対する、いわゆる自賠償の保険を掛けている者の発言を確立する場所がある、あるいはそのシステムが確立されなければならない。共済にはそういうものが立派な組織ではないか。天引き計算で余つたら適當に配るのだという論理は通用しないと思うのです。保険会社だつて総会を開かなければならぬ義務がつけられているわけです。法律体系として

そなれば、その金の使い道がどうであるか、あるいはその金はどうなんだということに対する、いわゆる自賠償の保険を掛けている者の発言を確立する場所がある、あるいはそのシステムが確立されなければならない。共済にはそういうものが立派な組織ではないか。天引き計算で余つたら適當に配るのだという論理は通用しないと思うのです。保険会社だつて総会を開かなければならぬ義務がつけられているわけです。法律体系として

いくならばいいのじやないかと思うのです。

そこで、今度の自賠責のこれで現在セントリーになつておりますのも、先ほどいみじくもおっしゃいましたように、共済ではちゃんと相談してやつてあるじゃないか、こうおっしゃるように、だからわれわれこういう政策決定をしたので、こういうことをやりとへ思ひますので法委員として是出

いたしますからひとつ御審議してください。これは最高の意思決定を求めておるわけでござりますから、そこらはちゃんと私どもは手続は踏んでやつておる。ただ預貯金があるからこれをこっちへ使おう、そんなのでわれわれやつておるのじやありません。公明正大に、こういうことをやりたいのです、どうぞお認め願いたいと言つて法律案として出しておる。ここはひとつ御理解いただきたいと思うのです。

○沢田委員 たとえば大企業の話、一々揚げ足をとるつもりはありませんが、その企業が健康を保持するということは、いわゆる休業率といいますか、稼働率を引き上げるために健康保持は企業の大前提なんですよ。三時の休憩をやらせようとか、稼働率も同じですが、病気になつたならば企業の公務員も同じですよ。ですから、企業としてはなるべく速やかに改善策をとつて企業に復帰してもらわなければならぬ。日曜日に電気をつけてしまつて、暖房をつけて、あるいはまなら冷房をつけてやつていることはないでしよう。それはエネルギーを消費するということなんです。土曜日を半日休むならば土曜日も休ませてしまつてほかの日には残業をした方が同じエネルギーを使うならば得だという発想なんですよ。そういう発想で大企業などは健康保持関係はやつてゐるわけです。公務員きわれわれはぶつたくられたということを言つてだけであつて、企業の方からいけばそういう計算勘定でやつてゐるのです。これは保険金をさしだすといふ、車検のときに取つていつてしまふ。そういう金の積み重ねなんです。だから片っ方から

見れば不快感だけ残つてゐる金なんです。皆さんの中では徴税員をつくつて集めて歩いてみなさい。こういうことをやるんですがいかがでしようかと聞けば、恐らくそれはノーダと言ふに決まつてゐる。それは国がもし税金を取るなら取つてやるべきだ。三十万、四十万人いるところの一部分の水山みたいなかつこうをつくることが整合性のある政治体制だとは私はどう考へても言えないのですね。これはいまいことはいいことだと言うだけでは済まされないものがある。さつき言つた基本的なものは複合給付になることが一番問題だと云ふことを私は言いたいわけです。政府から金が出てくるなら別なんです。いわゆる保険の二重給付ということはどうやつてみても今日の社会構造の中からいって混乱を起こす以外の何物でもない。これは物であれ、入れば月九万円取つて、あとは無償でやるんでしようから、やれば、恐らく。本人負担を取るなんということで了承されっこなことですから。そうなると、結果的にはその施設費その他からは必ず不平等が起きた。その人たちが、いま言つたように政策的なものなんですから、基本は自賄償の関係ではないのです。そこを何か運輸大臣なり運輸省が——基本的には、天下りとかなんとかといふえつない言葉だけの問題でわれわれは言おうとしているのではない、法理論的にどうもそれはそぐわないというふうに思うのです。一たんその給付が終結をしていく。その終結をしたものをさらに給付を与えていくという二重給付的な性格のものは法体系を非常に混乱に陥れる。その人たちに請求権が残つていたというなら別ですが、請求権はもう喪失している。政策的に厚生省と同じような物の見方で助けてやろうとされることは國に納付して、國の一般会計予算の中に組んで、そして國の中の施策としてやつしていくというにならば、國の政策の一的部分として見ていかなければならない。どうしても納得しがたい面があるのです。いわゆる二重給付の問題がある。それを見られることについてわれわれ抵抗を感じます

よ。國に納めるために自動車保険税を納めていけるのではない。特定財源を外すというだけでも抵抗があるくらいですかね。ですから、そういうことはいろいろありますけれども、これは厚生省の方にはいろいろありますけれども、これは厚生省の方に私は聞きたいのですが、そういう点についてはどういうふうに受けとめているのか。私の言っているのが杞憂なのか。そういう二重給付とすることが民法上の問題にしても、國でもやっているじゃないか、おまえ一回判決を押したんだけれどももう一回國でだつてめんどうを見ているじゃないか、おれがめんどうを受ける権利はあるんだ、こういう前例をつくっていくといふことになります。これは私の思い過ごしとかなんとかじやなくて、どうも法律的に見ますと運用益であるうとなからるとそういうものが二重に使われていくということは避けなければならぬ問題だと思います。運輸大臣、これはせっかく提案したんですが、ここでできれば参考をしていただきたいというのがいまの私の本当の気持ちです。中身としてどうこうということよりも、いわゆる保険システム、保険というものの限界。だから、もしそうだとはすれば、今度改正しました中身を改善をする、そして現在寝たきりなりでいる人たちの条件は、厚生省が全般的に、その中の自動車を受け取り上げてもいいですが、それについては納付金で納めて國の一般会計予算の中で厚生の予算としてやっていく。それがいいか悪いかを國民が判断をすることは別の問題です。それならそれ一つの論拠というものがあると思うのです。ところが、保険の中でのセンターがやっていくとどうつながりの中でいったんではどうしても複合給付、二重給付ということに結果的になる。あとは、行政管理庁おいでいただいているんですが、行政管理庁として実はこういう二重給付的な性格のもの——途中で来たんですかねからならないかも知れませんが、とにかく自動車事故対策センターというようなものは私から見ると余り大きいものだと思えないし、いいかげんだと言うと少しおかしくなるかと思いますが、似たり寄つた

りだなと思いますよ。そういうようなものが果たして今日の段階、こういう病院を持つてまた赤字を累積をして、そして山口さんはお医者さんではない、経営能力があるかと言つたら、お医者さんとしての経験がないんだから経営能力はないという状態の中へ押し込んでいくといふことがいいか。木に竹を接ぐという言葉がありますが、まさにそういう形態を十全会病院や富士見病院——あれはあれでもお医者さんですよね。山口さんはお医者さんじやない。何が何だかわかりやしない。だからそういうものに監督させていくシステムが果たして妥当かということになると、私は妥当だとは思えない。どうせ院長はだれか頼むんだろうけれども、労務管理それから運営管理その他については医者でなければわからないものがあるはずですよ。われわれが見たら暖房がむだであるいは水がむだだと思うものがあつても、お医者さんから見れば違う見解がある。どうがそういうことでひとつお答えをいただきたい、こう思います。

○ 塩川国務大臣 沢田さんのおっしゃることは私たちも十分に理解できまして、要するに自賠責でもし余剰金があつて、その余剰金の使い方をいろいろな政策選定、決定はあるだろうが、一つの方法としては還付したらどうだという考え方、これも理解できます。けれども、保険の責任は確かに終結いたしましたから二重給付とわれわれは全然思っておりませんが、一方においては保険の仲間の方々で不幸な方を少しでも救う道があれば自分らの力でやってみようというのも、しかもこれが保険の会計に大きいダメージを与えるものではなくして、いわば運用益から得てくるところのごく一部を割いてそういう相互扶助的な考え方から直接救済をやってみたら、これもやはり政策の選択の一つだろうと私は思うのであります。ついでこれはどうどるかということはいろいろ考え方がありましよう。ですから、いまおっしゃいましたことをわれわれも十分参考にさせていただいて今後も検討させていただきたいと思う。ついては、これを一つのモデルとしてやってみようとい

うことでござりますし、何さまおっしゃるよう^に素人がやることでござりますからいろいろと問題^がありますからいりませんが、しかしその問題^に一つ一つ真剣に取り組んで、いつその結果を判断して、これからはさらにこういう氣の毒な方々に対する対策といふものはどういうふうにするのがいいかといふことは、自賄費の側に立っての考え方と、また国会議員に立っての考え方とそれぞれ複合いたしまして将来の展開をいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**沢田委員** 行管官お忙しいようですから、ひとつこのセンターについて行管という立場から、第二臨調も出発して生きた血も流さなければならぬという状況の中で、一方で削れば一方でタケノコのようになってくる。こういう状況をどう判断されているのか、あなたも閣議の中でこの問題は討議をされたのだと思うのです。あるいは関係ないからいいやと言つていたかも知れませんが、とにかくこれを御検討いただけるかどうか、お伺いしております。

○**堀内政府委員** 沢田先生のいまの御質問は、業務範囲の問題と補助金の問題と二つにかかっています。

業務範囲の問題につきましては、私ども行政管理庁の直接の審査対象になるものではなくて、これは認可法人でござりますから私どもの直接の審査をした結果よろしいとかよろしくないとか言うことではございません。一応監督官庁の運輸省の指導、御検討のもとにでき上がったものでござりますから、適正な判断のもとに行われているのではないかと考えております。

もう一つの補助金の方につきましては、これも運輸省において検討された上で必要最低限の額とすることでお出されたものだらうと思つておりますので、これについて私どもの方も後の運営その他についてしっかりと監督してもらひ、効果的なものにしてもらいたいと考えているところでござります。ただ、臨調その他でこれから厳しい結論を答申が出てくるかもしれません。そういう際にはそ

の結論を待ちながら私どもとしては適正に対応してまいりたいと考えております。

○沢田委員 御苦労さま、結構です、どうぞ。
私が今まで述べてきた論理なのであります
が、厚生省としてはいまお話しになつたような政
策である、政策であるとするならば、こういう縦
割りだけでなく一般的なお互いの窮状はそれぞ
れ違うものがあると思うのです。その中で自動車
だけが救われていくというのじゃなくて、国民的
な平等という条件から見れば、一番困つているも
のから、五十名であろうと十名であろうと五名で
あると、等しからざるを憂うるという基本が必
要になつてくると私は思うのです。厚生省はその
立場に立つてどう対応なさうとなさつて いる
か、お伺いいたします。

○水田説明員 お答え申し上げます。

私、先生の御質問全般にお答えする能力はない
かと思いますが、医療の面に限定して申し上げま
すと、先ほどから申し上げておりますように、そ
れぞの原因によって疾病になり、その結果植物
的な状態になつた方については、その原因のいか
んを問わず最善の医療が医療機関の中で行われる
よう努めてまいりたいと考えて いるわけでござ
います。

なお、蛇足になりますが、私ども、今回の運輸
省が考えておられます構想はいわゆる金銭給付に
かえて現物給付としてそういう方に特殊な専門病
院を御用意なさるというふうに受けとめておりま
して、それは一つの医療のあり方として評価をし
てよろしいのではないかと考えて いる次第でござ
います。

○沢田委員 保険部長、これではこういうやり方
があつちでもこつちでもということになりかねな
いのですが、われわれ大蔵で保険をやつてきた者
の立場から見て、こういうことがもし行われると
すれば、保険料設定、保険契約、それから事によ
れば保険そのものの本質まで搖るがすことにな
る。この前は消防車その他についてしかったわけ
であります、それは是正していくこう、こういう

ことになつた。一生懸命国民なりその他が積んだ、それが閑知せざるところにおいて処分されて

ことになった。一生懸命国民なりその他が積ん
だ、それが閑知せざるところにおいて処分され
いく、どんどんほかのものに使われる、そうする
とそのリスク計算そのものにわれわれはメスを入れ
ていかなければならぬということにもなりかね
ない。たとえば半々に分けるとかいろいろあるだ
ろうと思うのですが、そういうような形において
のこういう形が出てくるということは、何でもそ
こに金があるから寄ってたかってそこで使つたら
いいやという論理になりがちですよ。この発想は
そういうことにつながる。私は、保険を担当する
保険部長として、これは単に自賠償の問題だけで
はない、本質的な問題に触れているのだと思うの
ですが、いかがでしょうか。

○松尾説明員 当委員会で二月に沢田先生から自
賠責の運用益の使用のあり方につきまして、私ど
もが関係しております、これは民間分についてお
尋ねがあったときにお答えをいたしましたとおり
でございまして、先生御指摘のように基本的にこ
れは保険者に還元されるべきものである。ただ、
そういう中で当委員会におきましても過去からい
ろいろ御要望がございました事故防止対策である
とか救急医療というものにある程度のものを使つ
ていくということを、すべて直ちにやめることも
なかろう、つまり基本的にはそれは保険料負担
者のものであるから将来の保険収支のバッファー
にできるだけそれをリザーブしていくべきである
が、その中で若干のものを事故対策とか被害者救
済に使っていくことも必要である、そういうた
めに総合判断の問題でありましょうというお答えを申
し上げたわけでございまして、全く同じことを現
在も考えておるわけでございます。

○沢田委員 いま厚生省がいみじくも現物給付と
いう言葉を使わされましたね。要するに運輸大臣の
答えもそういうことなのですね。いわゆる二重給
付の問題について、いま私は保険の本質に触れる
問題であるということを言つていいわけでありま
す。一たん時効も切れて、給付もされて、そして
終了したものに対して改めて給付が行われるとい

う形は保険システムの基本に触れる問題である、それについて保険を担当するあなたの見解はどう

○松尾説明員 二重給付ということではないと私は
ども理解をしておりますが、先ほど運輸省からの
御質問にもございましたように、たとえば火災保
険におきまして火災保険料の運用益と申しますか
そうした余剰というものが、火災保険契約におき
ましての給付は終わつておるわけでござります
が、そういうものの一部から火災予防あるいは
消防自動車を地方公共団体へ寄付するというよう
なことが行われていることは事実でございまし
て、それは二重給付ということではなくて、将来
全体として保険料負担を引き下げるという意味に
おきまして契約者、消費者保護にもつながる、こ
ういうふうに理解いたしております。

○沢田委員 やはりそこも違う。消防車とかなん
とかというのは、市なら市、不特定多数なのだ。
これは同じ人間に給付される。一たん終結をし、
時効も立つた、その人に給付をされるのですか
ら、いまの論理とは全然違うのですよ。これはこ
れ以上やつても仕方がないかもしれません。ここ
は何とかごまかそうといふことで一生懸命なのだ
らうけれども、結果的には、厚生省が言つている
ように現物給付であることには変わりない。だか
ら、そういうことが法体系、保険システムの中で
果たしていいかどうかということが基本的な問題
点だ。運輸大臣は政策だと言う。政策だとするな
らば、それは国庫納付をして厚生省が一括的に国
の予算の中で扱つていく。そういう手続がとられ
なければならぬだろうと言つておるわけですよ。
保険ならばそれは二重給付になりますよ、現物で
あろうとなからうと一たん終結したものにまた給
付をするのですから。そういうことは法の骨幹に
触れる問題である。

それで、私は以上を申し上げて、とにかく問題
がある、疑問がある。疑問があるということにつ
いては大臣といえども否定しないだらうと私は思
う。何とかこの辺をすつきりしなければいかぬだ

らうという気持ちを持つておられるだらうと思うのですね。もし、そういうことあるとするならば、この支払い基準をさらに改定して、たとえば後遺障害の一級なら一級のものの部分について、たとえば農地のいわゆる補償方式、5%と見るかどうかわかりませんが、看護料が一万円かかるか一万五千円かかるかわからぬけれども、その必要な金額を一時金として支給をして、その家庭ではその金利をもつて生涯を介護できるような条件をつくることとする。同じ金を使はなら、五十人を助けることよりも、その方がこれから起り得べきである大せいの人を助けることにはプラスである。だから、たとえば5%で計算をしますと、二千万であれば百万になります。そういうよ

うな形で給付金額を上げて、その人の給与所得によつて看護婦さんであるか何であるかわからぬ

が、そういう方を抱えても家庭には影響を及ぼさないよう条件をつくるように改定するべきぢやないか。その方が同じ金がより生きていくのじやないかというふうに思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○塩川国務大臣 これは一つのモデルケースとしてとりあえずやらせていただいて、おっしゃる趣旨は私たちも十分おきまえておりますから、今後のいわばこういう自動車事故によって被災を受けられた方々の救済対策について多角的に検討してまいりたいと思っております。

○沢田委員 時間が余りなくなりましたが、もし

そういうことであれば、医療費の百二十万も引き上げて、死亡の場合の方が二千万ですからね。死

亡は後は金がかからないのだからいいやと、後遺

障害を持つておられることがあります。そのくら

無謀なる発言がときどきまを行われることもあるくら

いあります。ですから、この二千万なり百

二十万を今回も据え置いておくということは私は

不合理だと思う。こういう金があるならこういう

ところを引き上げるのが筋じやないかと思う。死

亡一時金をもつとふやしたらどうですか。あなたの保険の方で管理しているところで、四億だ五億だと掛けておやじを殺しちゃうような人もいるぐらうじゃないですか。それをたった二千万で抑えられないで、それならもつと三千万なり四千万なりに引き上げて、百二十万もほとんど見舞いでなくなってしまうのです。そういう金があるならそれを引き上げてやつたらどうですか。問題はそれとの選択ですよ。こつちも悪いとは言つてないですね。悪いとは言つてないけれども、そういうところに当面の急務があるのじやなかろうかと私は選択としては、順位としては考えるわけです。その点はいかがですか。お答えをいただいて、ついでにもう一問だけです。

○板山説明員 これは厚生省ですが、いまのこういう植物人間と言われているような人は身体障害者とはならない理由はどこにあるのか、身体障害者になるのかならないのか、その点お答えいただきたいと思うのです。

○松尾説明員 自賠責限度額の問題につきましては、先般も当委員会でお答えをいたしましたとおり、賠償水準、裁判事例、物価動向あるいは他の補償制度とのバランス、それから保険収支、こういったものを総合的に勘案しながら関係省と十分協議をしてまいりたい、かように考えております。

○板山説明員 身体障害者福祉法によります身体障害者というのは、法律で更生の可能性のある者といふことが一つの前提になつています。そして、身体的な機能は一定の状態に達し、そしてその障害は永続化し固定しているということが要素になつておりますので、この遷延性高度意識障害非常に体系的な問題として若干不整備なものが

あるし、私は純粹的な物の考え方方に過ぎるのかもしれませんけれども、保険行政として見ればこれ結果いろいろ新しいことが得られてくるものと思ひます。そういうものの結果が、結果的には医療のために将来の問題として役に立つていく、そういうことの結果が生じてくるということは十分あり得るというふうに考えております。

○草川委員 療後施設の選定要件の中に付近に提携病院が確保されること、あるいは地元のいろいろな要望があるということがございますが、千葉県が予定をされておるわけですが、千葉医大の方は協力体制があるかどうか、文部省において、私どもとしても本件につきましてこれまで運

行いをしたいと思います。

○川村説明員 ただいまお尋ねの件につきまして、私どもとしても本件につきましてこれまで運

行いをしたいと思います。

○斎藤委員長 次に、草川昭三君。

○草川委員 草川でございますが、きのう少し質

問をした点で不十分な点がござりますのでお伺いをします。

まず第一に、このセンターの運営について三名

の医師というのが予定をされておるというのう

の内容の報告でございましたが、資料を拝見いたしましたと、医療機器等の整備計画な

されおるわけでございますが、この整備計画な

り人員計画等でございますと、いわゆる研究機関の

性格を含むのかどうかお伺いをしたいと思いま

す。

まして、関係の教官がこれに協力できる範囲で協力をしましようといろいろ御相談をしておられる

というふうに承つておるわけでございます。

○草川委員

きのうもいろいろと、植物人間とい

う言葉は別といたしまして重度の障害の方々の

対応というのは非常にむずかしいものがあるだけ

につくるとするならば簡単な単なる養護施設にな

らないようにこれをしなければいけないと

いう面もあるわけです。そういう意味でいま千葉医大

の関係についてお伺いをしたわけでございます

が、問題は、医療面で一体回復する見込みがある

かないか、いまもお話をあつたわけでございます

が、それよりもいわゆる看護要員というものがど

ういう状況になるかという点が非常に重要な問題

になつてくると思います。看護婦を十六名と看護

助手を十九名予定をしておるということがござい

ますけれども、この施設はいわゆる基準看護の申

請を厚生省の方に請求というのですか、認可を求

めるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○棚橋説明員 基準看護といいうような基準につきましても、若干専門外でございまして詳しいことを存じていないのでございますが、昨日も申し上

げましたように、どういうふうな運営をするか、

どういうことが最もやさわしいかということにつきましては、専門の皆様、学者さんとかそういう

方にお集まりをいただきまして、センターに委員

会のようなものをつくってそこでいろいろな御判

断をいただいて決めていきたいというふうに考え

ております。もちろん予算の関係等もございま

すが、そこらも勘案しながら決めていかなければな

らないというふうに考えておりますので、いまの御

指摘の線につきましてはそのようなところで検討

してもらいまして、昨日の先生の单に隔離する施

設というふうな性格を持たないような感じを持た

なければいけないという御指摘を十分踏まえまし

て、そのような委員会で検討させていきたいとい

うふうに思つております。

○草川委員 いま私が聞いておるのは基本的なこ

とでございまして、患者が全部自賠責対象のメン

バーとは限らぬわけですね。たとえばオートバイ

ならオートバイでぶつかって植物人間になつてしまつたけれども、そのオートバイに乗つておる人

が無資格であったとか自賠責が切れておつたと

か、レーケースですけれどもいろいろございまし

て、たとえばその本人が加入をしておる健康保険

でめんどうを見るという場合もあると思うので

す。そういう場合には、これは厚生省にもお伺いを

しなければなりませんけれども、基準看護の場合

だと原則的にいわゆる付添婦といいうものが認められないのであります。その認められないのを運輸

省の方の今度のセンターで認めるという形になる

のか、非常に細かい点になつてきますと重大な問

題になると私は思うのです。これはまた後でトラブルになつてもいけませんし、看護助手というもの

がどういう位置づけになるのか、非常に重要な問題が出で

くるわけですからいまお伺いをしたわけです。

ところが、それはできてからいろいろな委員会

をつくつて検討されるということですが、実はそ

の植物人間に對する対応というものは看護要員に一

番問題があるということからスタートしておるわ

けですから、肝心の看護要員のあり方について、

まだこれが煮詰まつていないと、いうことはちよつ

と問題ではないか、こう思つうわけです。

厚生省の方にちょっとお伺いをいたしますが、

これは基準看護の承認を得るとするならば、もち

ら方でも、たとえば付添人をつけなければいけな

いとか、家族が直接看護しなければいけないとい

いと思っておりますが、原則として、この療護施

設を設けました趣旨は、いま病院に入つておられ

る方でも、たとえば付添人をつけなければいけな

いとか、家族が直接看護しなければいけないとい

うようなところもあって、金銭的、精神的、肉体

的に非常な負担になつておるということをやわら

げたいという趣旨でござりますので、そういう意

味でこういう方に看護人というようなことでいま

先生のおつしやつたようなことをすべてやつても

らい、特に個人的な付添人をつけなくとも済むよ

うなことにしたいと考えております。

○草川委員 そうすると、私が質問をしておりま

す、俗に言う付添婦的な役割りをこの方々が果た

されると見ていいわけです。ところが、何回か申

し上げますけれども、寝たきりの方を二十四時間

めんどうを見るというのは実にこれは並み大抵の

ことではないわけございまして、この方々がど

ういう資格で契約をされるのか私はわかりません

けれども、個人的だからこそ家族がめんどうを見

ましても私どもは認めないということでやつてま

いつておるのが現状でございます。

○草川委員

そういう原則があるわけですから、五十人の患者に対して看護婦十六人ということになりますから、私はこれは付添婦が認められない

と思うのです。だけれども、別の財布でありますから、これはやつていただくことについては結構

なんでございますが、看護助手の十九人というの

は私どもが俗に言うところの付添婦のことを指す

のですか。その点どうですか。

○棚橋説明員 一応考えておりますのは、資格を

持たないけれども、その療護施設の職員として看

護に当たる、こういものを予定しております。

○草川委員 この方々が二十四時間患者のめんど

うを見ていたい、それこそ尊遠というのです

か、床ずれにならないようには縦に向けたり横に

向けたり、体を洗つたりする、そういう方々がこ

の看護助手の十九人と見ていいわけですか。

○棚橋説明員 まだ二年先のこととございます

ので、いろいろ細かい部分については検討いたした

ところが、それはできてからいろいろな委員会

をつくつて検討されるということですが、実はそ

の植物人間に對する対応というものは看護要員に一

番問題があるということからスタートしておるわ

けですから、肝心の看護要員のあり方について、

まだこれが煮詰まつていないと、いうことはちよつ

と問題ではないか、こう思つうわけです。

厚生省の方にちょっとお伺いをいたしますが、

これは基準看護の承認を得るとするならば、もち

ら方でも、たとえば付添人をつけなければいけな

いとか、家族が直接看護しなければいけないとい

うようなところもあって、金銭的、精神的、肉体

的に非常な負担になつておるということをやわら

げたいという趣旨でござりますので、そういう意

味でこういう方に看護人というようなことでいま

先生のおつしやつたようなことをすべてやつても

らい、特に個人的な付添人をつけなくとも済むよ

うなことにしたいと考えております。

○草川委員 そうすると、私が質問をしておりま

す、俗に言う付添婦的な役割りをこの方々が果た

されると見ていいわけです。ところが、何回か申

し上げますけれども、寝たきりの方を二十四時間

めんどうを見るというのは実にこれは並み大抵の

ことではないわけございまして、この方々がど

ういう資格で契約をされるのか私はわかりません

けれども、個人的だからこそ家族がめんどうを見

よう。

○仲村説明員 お尋ねの基準看護の問題でござい

ますが、保険医療機関としての指定を受けまし

て、たとえば二・五人に一人という看護要員があ

るという条件が認められた場合には特二類の基準

であることをめんどうを見らるわけですが、これは正規の公務員になるのか特殊法人

の職員になるのかわかりませんけれども、言つては悪いのですが、一定のこれだけの国家に付属す

る機関の職員が二十四時間本当にめんどう見ていいだけの職員になるのかわかりませんけれども、言つては悪いのですが、一定のこれだけの国家に付属す

る機関の職員が二十四時間本当にめんどう見ていいだけの職員になるのかわかりませんけれども、言つては悪いのですが、一定のこれだけの国家に付属す

りでは九・九%でござりますが。

お尋ねの商号の問題でございますが、御指摘のとおり、保険業法におきまして重要な保険の種類を商号に明示をしろという規定があるわけでございます。「主タル保険事業ノ種類」、これは生命保険の場合には生命保険といふのが一つの保険の種類でございますが、損害保険につきましては海上保険であるとか火災保険であるとかいうのが保険の種類であるということになつておるわけでござります。

この場合の「主タル保険事業」というのははどういうことを言うのであるうか。御指摘のとおり収入保険料の規模というのも一つの大きな要素になります。ということは、これは全く否定し去ることはできないかと思うのでございます。あるいは収益の寄与度といったようなものも要素になるかもしれませんし、またその会社の歴史と申しますか、設立以来の経緯といったようなものも関係してくるのじやないかと思つております。

新規に免許を与えるというようなときには、仮に今後損害保険事業を営みたいという会社があるて、それが自動車保険が五割も六割も七割でもあるということとございましたならば、これは通常の判断からいえば自動車保険という商号が表示されるのが通常ではないかと思うのであります。ただ現在あります国内の損害保険会社二十社について見ますと、いずれも古い歴史を持つておって、それが海上保険なり火災保険を主体に長い歴史を持つており、そういう商号が長いこと定着をしておるわけでございます。

また、損害保険というのは非常に国際的な取引が多いわけでございますが、そういった国際的取引においては、信用度ということを考えると、商業収入のウエートというのはときどきに変わつてくるわけですが、その都度収入ウエートの多いものだけを表示するよう直していく、ということは必ずしも適当じやないのではなかろうか、あるいはまた、実際問題として大変な費用がかかる問題でありまして、そういうことが適当かどうか。要

○松尾説明員

○松尾説明員 示談代行が加害者のモラルを低下させていいるのではないかという御指摘でございま

を強く要望しておきます。

きます初心者教育の教材としてもスライド等をつくることを指導いたしておりますのでございます。

法の本来の

見があるわけです。私はいまの御答弁では大変不満なんですが、時間がございませんので、きょうはこれは終わります。

は、そういった手続面での代行であって、加害者との道義的な責任、これは変わりようのない話でございまして、あくまでも本人が十分礼を尽くすことが必要である。そういった面で私どももそういう指導を從来からもいたしておるわけでございまして

ともある程度考えていくことが必要ではないか。民間で安全救護協会等もあるわけでございますから、そういういろいろな民間団体とも協力して、この旨を処置されることを非常に要望をしたいと思うのですが、最後に警察の方から御意見

○也田政府

险会社の調査員に対しまして警察が調書等を見せることがあるのかとということでござりますけれど

車保険に係る処理要領について」というものが策定されまして、保険会社は保険契約締結に際しては、保険契約者は対人事故発生後被害者に対する加害者の当然の道義的行為として通夜、葬儀への参列、被害者への見舞いなど、社会的儀礼を尽量していただきたい旨を十分説明し、こういったことに契約者の十分な理解を得るように努める。こういった通達もしておりますし、御指摘のとおり、そういう道義的な責任と申しますが、儀礼を十分尽くすように今後も指導してまいりたいと

○草川委員 これも時間がないのであれでござりますが、現実にあるから私はそういうことを申し上げたわけでござりますし、代理店の示談の代行行為では、保険募集に関する取締法の違反行為であるわけですが、せひ過当競争の中でこのようないくつかの現実にならないようにしていただきたいことがあります。それから最後に、これはついでにいまの質問を強く要望しておきます。

思ひであります

○草川委員 これを時間がないのであれてございませんが、現実にあるから私はそういうことを申し上げたわけでござりますし、代理店の示談の代行店は、保険募集に関する取締法の違反行為であるわけでござりますから、ぜひ過当競争の中でこのよくなき現実にならないようにしていただきたいことがあります。

があると考えておりますので、御案内のとおり、
公安委員会で作成いたしております「交通の方法
に関する教則 普及版」の中におきましてはこれら
の事項を盛り込んで、更新時講習でございます
とかその他の講習の機会に教育をいたしておること
ころでございます。また、指定自動車教習所にお
きます初心者教育の教材としてもスライド等をつ
くることを指導いたしておるわけでござります。

○也田政府

险会社の調査員に対しまして警察が調書等を見せることがあるのかとということでござりますけれど

は、そういった手続面での代行であって、加害者の道義的な責任、これは変わりようのない話ですが、いまして、あくまでも本人が十分礼を尽くすことが必要である。そういった面で私どももそういう指導を従来からもいたしておるわけでございまして、「自動車保険のしおり」におきまして、被害者に対する限りの誠意を尽くしていただきたいというようなことは契約者に十分周知を願う、あるいは日本損害保険協会会長名で各保険会社に対しまして五十三年の十月に、「自家用自動車

险会社の調査員に対しまして警察が調書等を見せることがあるのかとということでござりますけれど

すが、示談代行制度というのは、ここで申し上げ

にも警察庁の方からもお答えを願いたいわけでご

が、御指摘のござります更新時講習等の場合に実技を含めての教養につきましては、その後も私も専門のお医者さんを初め担当の方々と御相談いたしながら研究を進めておるわけですが、それでも、残念ながら現在の段階では、特に実技につきましては一般のドライバーの方を対象にいたしましてどの程度教えるのか、そういうた確定期がまだありますけれども、残念ながら現在の段階では、特に実技につきましては一般的なドライバーの方を対象にいたしましては、できる限り救急法が皆さんは普及することが望ましいというふうに考えておりますので、でき得べくんば、一般の方々全部の方を対象としましては、できる限り救急法が無理でございますならば、安全運転管理者の制度等もございますので、できるだけプロの方から先にやつていただきことの方が効果があるのではないかというふうなことも考えておりまして、そういう方向で現在努力をしておるところでございます。

○草川委員

ぜひ普及促進方を希望して終わりたい

○斎藤委員長

次に、玉置一弥君。

○玉置委員 今回の療護施設ですか、大変いろいろな問題点が含まれていることはいるわけでございませんけれども、ただ、身障者の御家庭のことをいろいろ考えると、やらなければいけないということも十分わかるわけでございます。いろいろな面で十分慎重に対処していくことが必要だと思いまますし、たとえば今回療護施設というものをつくるならば、むしろ今後救急医療というか医療体制の一環として、より前向きに深く突っ込んだそういう研究を、同時にそういう施設等でやっていくと思います。

しかしその中で、先ほどの質問をお聞きしますと、厚生省の方で心身障害者に対する定義が

更生課長と水田さんの方と何かちょっと違つていいような気がするのですけれども、その点はいかがですか。

昨日、心身障害者というか本日問題になつて、まだ検討の段階であるわけでござりますけれども、きょうの厚生課長のお話では病気ではないかといったような御指摘等もございました。私はもといたしましては、できる限り救急法が皆さん方に普及することが望ましいというふうに考えておりますので、でき得べくんば、一般の方々全部の方を対象としましては、できる限り救急法が無理でございますならば、安全運転管理者の制度等もございますので、できるだけプロの方から先にやつていただきことの方が効果があるのではなくかというふうなことも考えておりまして、そういう方向で現在努力をしておるところでございます。

○草川委員 ぜひ普及促進方を希望して終わりたい

○斎藤委員長 次に、玉置一弥君。

○玉置委員 今回の療護施設ですか、大変いろいろな問題点が含まれていることはいるわけでございませんけれども、ただ、身障者の御家庭のことをいろいろ考えると、やらなければいけないということも十分わかるわけでございます。いろいろな面で十分慎重に対処していくことが必要だと思いまますし、たとえば今回療護施設というものをつくるならば、むしろ今後救急医療というか医療体制の一環として、より前向きに深く突っ込んだそういう研究を、同時にそういう施設等でやっていく

ことのない治療の見込みのないものとして判断をされておりますけれども、扱い部署によつては考え方はそれだけ違うのです。

○水田説明員 お答え申し上げます。

先にお断りいたしておきますが、私、身障法のことは明るくございませんので十分な御回答ができるかどうかやや自信がないわけでございますが、昨日の審議あるいは本日の審議を通じてお答え申し上げておりますのは、医療のケアが必要な方については病院で適切な措置が図られるべきであります。また福永騎手みたいに奇跡的に回復をなさり、また福永騎手みたいに奇跡的に回復をなさっておられるケースもあるし、今後もそういう面で交通傷害その他に遭つた方についての適切な早期治療を徹底していくことによって、こういう後遺症が残る方をできるだけ未然に防ぎたいという観点で申し上げたわけでございます。

なお、本日厚生課長がお答え申し上げていたのは、いわゆる遷延性の高度意識障害になられた方で、もともと身障法といいうのは自立更生の可能性のある人ということが法のたてまえになつていて、ケースによつては、そういうことに該当される方にはケース・ペイ・ケースで身障手帳を渡すことも十分ありますと、そういうことを沢田先生の御質問で確約を申し上げた、こういうことではないかと理解をいたしております次第でございます。

○玉置委員 もう片方の方がおられませんので逆にちよつと言いくらいですけれども、先ほどの身障者の定義というものが非常にあいまいな感じが

するわけです。というのは、たとえば片腕のない方とか、要するに肢体不自由というか、そういう方も一応身障者として扱われながら、回復をされることは絶対あり得ないということですから、そういう面でかなりきつかけた答弁であった。そのような感じがするわけです。

しかしそういうことは余り問題じゃなくて、むしろ厚生省としてひとつ考えていただきたい——運輸省も両方なんですけれども、たとえば今後のこういう事故対策のことを考えた場合に、今回たまたま五十人というメンバーを対象に施設をつくりますけれども、実際は今後そういう面でどこまで拡大するかということも必要でございますし、またそういう五十名を一応対象と言つけれども、これはあくまでも研究対象であるというような考え方です。そして今度はその他残りの方、あるいは自動車だけではなくて、日本全国に植物人間と言われる方が大変たくさんおられるわけでございまますけれども、そういうメンバーに対してどういう处置を施すのか、どういう治療をするのかといふことを十分考えてやつてほしいと私は考えておりますけれども、そういうメンバーに対してどういうことを十分考えてやつてほしいと私は..

○玉置委員 多角的にいろいろ考えていくということは確かに必要でございますし、また各省庁と、特に厚生省なんですけれども、十分な連携とすることが必要だと思うのですね。病院、病院といふか看護、療護施設になりますと、設立された後は今度は逆に厚生省の管轄にもなるわけでございますから、そういう面で連携はとれると思いまますが、たとえば、今回の施設の中には三人の医師を置くということを書いておられますけれども、五十人に対しても、三人といふことで見ればまあまあ妥当な数字ではないかと思います。しかし、研究といふ面を考えた場合には、本当に三人でいいのかなとも研究とかいろいろな面で考えておられるといふことを見ると、まず余り進行しない。そして余病の費用をかけるわけでございますけれども、それならばやめてしまつてお金だけ出しておけばいいじやないかという話になつてくるわけです。そういうことを踏まえてやつてほしいと私は考えておりますけれども、運輸大臣はいかがでしょうか。

○塩川国務大臣 これはあくまでも一つのモデルケースでございまして、これからはそういう重度意識障害者の方に対する対策といふものは多角的にお考えいかなければならぬだろう。このモデルケースではケース・ペイ・ケースで身障手帳を渡すことも十分ありますと、そういうことを申しますけれども、それを応用していくことは十分できると思うのですが、なかなか成功いたしました場合に、これは関係省庁との協議ではござりますけれども、それを応用していくことは十分できると思うのですが、なかなか普通の介護施設というだけの認識しかないのではないか、そういう感じがするわけです。

それで、先ほどからも行政改革のいまの動き方を考えておられるではないかというような話を出ておられますけれども、今後全国的に自動車だけの相手を考えておられないかというような話が出ておられますけれども、今回対象とされますけれども、やはり全体とし

在八千八十九床の重症心身障害児の病床を持つていて、運営でござります。この運営につきましては、重症心身障害児の症状というものがいろんな程度、あるいは何といいますか各種の症状がござります。そして、中には意識障害の非常に高度なものもございます。そういう点はございますが、現在問題になつておりますようないわゆる重度の意識障害者とはいろいろな点で異なる状況がございまして、障害児の能力の開発、そういう点で希望の持てる場合も多々あるわけございます。そういう意味で若干状況は異なると思いますが、この重症心身障害児の病床の運営につきましては、やはり非常にむずかしい問題がございまして、一般の傷病の治療に比べると回復を望む度合いが非常に少ない、あるいは向上を望む希望も少ない。そういうことでは若干似通つた状況があるかと思います。この運営に当たりまして、確かにそういう点で一般の病院と違いまして、患者の回復について喜びを感じる場合が少ないというような、看護婦あるいは医師その他の従事者の方々にはそういう点でいろんな心理的な悩み等もございまして、この運営につきましては一般の病院に比べて非常に困難な状況がござります。そういう中で私ども苦心をしながら運営をしておるわけでござりますが、先生のおっしゃるようほかの傷病の治療も担当している中で看護婦等についてローテーションを考えるとかいうふうなことは、若干そういう状況の緩和に役立つわけでございますけれども、また勤務状況が非常に違うというような中でそういうローテーションを考えるということもむずかしい場合がございます。そういういろいろなむずかしい中で、われわれ苦心をしながら運営をしているという状況でございます。

でいかないという面もあると思うのです。しかる
し、いまのお話を聞いていますと、三人の医師と
いうのは非常にもつたいない感じがするわけです
ね。いわゆる介護施設であって、家庭におられる
方を引き取るだけだということであれば、かかり
つけの医者というか、契約してお医者さんを呼ん
でくればそれで済むですから。ところが、研
究もしない、ただ診ているだけ、こんなばかな話
ないです。医者三人抱えるのも大変な費用がか
かるわけですね。そういうことを考えると、考
え方が非常に中途半端なような気がするわけです。

めの大変な競争が出てくるというようなこともありますし、同じやるならあくまでも研究機関であるというぐらいの観念でやらないと、それでやるときは全国一斉にやるんだということで考えてもらわないと、非常に中途半端だと思うのですよ。こういうことは政策を考える人がやるべきことじやないと思うのですね。これだけ余ったからどうとかへ使え、それじや使いましょうといふので出てきた程度なんです。そういう意味で考えると、いまのこの中身というのは事前の検討が余りにもなされていないといふような感じがいたします。

そういうことで、時間が来ましたので終わりますがれども、ぜひとも今後といふことに重点を置いてやつてほしい、このことだけをお願いして、質問を終わります。

○斎藤委員長 次に、中路雅弘君。
○中路委員 法案について引き続いて一、二問最初にお聞きしたいのですが、今回の養護施設の設置計画を作成するに当たって、重度意識障害者の介護の状況や家族の生活状況等については家族に対する郵送調査などの形で実態調査が行われているわけですけれども、いままある医療機関の実態調査ですね、こうした人たちをいまめんどう見ていて、あるいはこうした収容施設をつくることが最善の方法なのか、つくる場合にどういう施設にすべきなのか、こうしたことの調査は行われたのかどうか。あるいは、昨日も質問しましたが、家族や医療機関の側で最も関心のある一つである脱却型の例なども含めて、治療やりハビリの実態について調査が行われたのかどうかという問題。また、こういう施設整備計画を作成するに当たって、事故センターやが関係専門家の検討による意見等もお聞きになつたのかどうか、最初にまとめて一言お尋ねしておきたいと思います。

○棚橋説明員 重度意識障害者の実態につきましては、先生御指摘のようにきちんと本になつた調査書がござります。医療関係の機関のあり方、問題点、それからその他専門家の御意見というものにつきましては、特段本にまとめたというようよ

なものはございませんが、運輸省・自動車事故対策センターとともに、これは実は三年目の予算要求でございまして、その間に関係の病院等に伺つたり見学をさせていただいたい、医者の方や学者の方においでをいただいて、ないしは伺つてお話を承つたりということはやってきておるわけでございます。

○中路委員　いまの問題と関連しますけれども、もう一問、五十四年の十月十一日付で当時の事故対策センターの理事長あてに、やはり当時の東京大学の佐野教授を委員長にした療護・リハビリテーション検討委員会から、自動車事故による重度後遺障害者の療護・リハビリテーションのあり方に関する中間報告が出されていますけれども、これは五十五年度予算のために作成されたようですが、この構想はいまの表題のとおり療護・リハビリテーション施設をつくるというもので、中身を見ますと、療護部門とリハビリテーション部門の二つの部門から成つておりますて、医師、理学療法士、作業療法士、言語療法士等リハビリテーション部門の要員が療護部門とともに連携して、たとえば療護部門に収容されている脱却した患者は直ちにリハビリテーション部門に移されて必要な訓練を受けることができるとか、あるいはリハビリテーション部門における収容者は責任保険の後遺障害等級の七級以上を対象にしておりますが、この収容者についても重度後遺障害者であることから、医者の監視のもとにリハビリテーションを行つて脳損傷や脊損の多いことから、リハビリテーションを含めて百五十名ですけれども、今回復のための治療を継続して行うという中身ですね。施設の規模が療護部門五十名、あとリハビリテーションを含めて百五十名ですけれども、今回計画はいわばこの構想の療護部門だけを切り離してスタートをさせようというものだと思いますが、この検討委員会等にこうした問題は相談をされあるいはかけられた結論なんですか、いかがですか。

ターがいただいておるわけでございますが、それに基づきまして五十五年度に予算要求したのもそのとおりでございます。

そのときの考え方は、ただいま御提案を申し上げて御審議をいただいておりますこの重度意識障害者の収容施設と、もう一つ七級以上の後遺症のある方のリハビリということを考えたわけ

でございます。この二つを併設いたしましてやつていただきたいという考え方だつたわけでござります。ところが昨年、もう一度重度後遺症の方のいろいろな調査をいたしまして、先生御指摘のとおり報告書にまとまつておるわけでございますが、その調査の結果によりますと、七級以上の障害をお持ちの方でそういうところでリハビリを受けたいという方の希望が意外に少なかつたわけでございます。一方、一般病院等におきますリハビリの体制ということを別途いろいろ、先ほど申し上げましたように病院の関係等を訪問したりいろいろな方法で調査をいたしましたところ、一般的の病院におきましてそのような施設がかなり完備をしておりまして、なお若干ゆとりと申しますかそういうものもあるというふうな感じがいたしましたので、今回の構想ではそのリハビリ部門を切り離しまして重度意識障害者の療養といふものを行う施設ということで考へたわけでございます。なお、実際に脱却の方が出ましてリハビリを行う必要がある場合につきましては、昨日お答え申し上げたとおり遗漏のないようやつていただきたいというふうに考えております。

○中路委員 特に強く要望しておきたいのですが、専門家の意見も検討委員会に出されているわけですから、こうした重要な問題について一方的に事実上独走するような形じやなくて、こうした計画作成の過程を見ましても、センターの施設の運営だとかそういう点で患者の人权、いわゆる植物状態の人たちの单なる収容施設になるというのではなくて、家族の立場から見てもいろいろ危惧はあるわけですから、特にことは国際障害者年でもありますから、重度障害者の治療や介護の問題

はやはり人間らしい生活を回復していく、保障していく、そういう面で昨日も幾つか要望しましたけれども、このセンターについては最大限の配慮でござります。

そのときの考え方をいただいておりますこの重度意識障害者の収容施設と、もう一つ七級以上の後遺症のある方のリハビリということを考えたわけ

でございます。この二つを併設いたしましてやつていただきたいということをもう一度改めて

強調しておきたいと思います。

昨日も同僚の議員からちょっと緊急の問題だと

いうことで御質問があつたことで、大変時間が限られておりますけれども私も一、二問お聞きをして

おきたいと思いますのは海上交通、文字どおり海難事故の問題、例の原潜の問題ですけれども、先

日はきょうお見えの吉野救難部長だと思いますが、十四日の内閣委員会で海上保安庁の救難部長

が、海上視界二キロというのは海難救助そのもの

ができないような風や波の状況でなかった、救助

できたはずだという海上保安庁の見解はお述べになりました。これは外務省を通じての米海軍の公

式発表、霧と雨によつて視界不良のため視界から消え去つたといふように関連しての御答弁だった

わけですから、その後外務省がアメリカ大使館を通じて入手した公式発表に付随した応答要領

で見ますと、全くまた矛盾したことと言つてゐるのですね。日昇丸が「遭難の様子もないまま航行し去るのを目撃した」というふうに記述されるわけですが、こうした大変矛盾したでたらめな

報告、無事航行し去つたといふような、こういうことについて全く抗議もされないといふことは全くかけしからぬことだと思います。こうしたでたらめな報告についていまどう発明しようとしておられるのか、一言でいいのですが、お答え願いたいと

思ひます。

○丹波説明員 お答え申し上げます。

まず第一点は、当時の救助の状況がどういうことであったのかという点はまさにアメリカ政府が現在全力を擧げて行つております調査の核心をなす問題でございまして、私たちといたしましてはこの調査が完全かつ迅速に行われることを現在期待しておるわけです。

第二点は応答要領の問題でございますが、まず

海軍のスパークスマンの発表文の部分で確かに

「当該商船は霧と雨による視界不良のため視界から消え去つた。」とございますが、その次のセントラルについて最大限の配慮をいただきたい。その次の文章では

「当該日本船が見えなくなる前に強調しておきたいと思ひます。

「当該潜水艦は、当該日本船が見えなくなる前に

できなかつた。」そういう状況で視界から消え去つた、こう言つておるわけです。応答要領の文章は

「当該潜水艦は、衝突後直ちに、視界不良という

条件の下で、当該海域の捜索を行い、当該船舶が遭難の様子もないまま航行し去るのを目撃した。」

もちろん表現は違いますから若干のニュアンスの差はあるかと私は思ひますが、基本的に言つて

ることは同じである、こういうふうに考へております。

○中路委員 いずれにしてもこれは大変でたらめな報告だと私は思ひます。きのうも新聞によりますと、米軍による乗組員の皆さんの事情聴取がすでに始まっています。いろいろ新聞報道によりますと、こういう報告は全くでたらめで、遭難はわかですね。日昇丸が「遭難の様子もないまま航行し去るのを目撃した。」といふように記述されるわけですが、こうした大変矛盾したでたらめな

報告で見ますと、全くまた矛盾したことと言つてゐるのですね。日昇丸が「遭難の様子もないまま航行し去るのを目撃した。」といふように記述されるわけですが、こうした大変矛盾したでたらめな

いろとさらに重ねて調査をしなければならないと

いうようなこともござりますので、いつまどまるかという点について日にちをはつきり申し上げることはちょっとできないのでござります。

○中路委員 もう一問お尋ねしますけれども、海上衝突予防法という法律がありますが、これは適用船はいわゆる水上にある船舶ということにされていますけれども、完全に海底にもぐつたんでなくて、今回のように水上にある船舶と衝突する可能性のある深度にある潜水艦、あるいは

浮上直前の場合、こういう場合はこの法律の適用対象になるわけですか。

○吉野説明員 ただいま先生がおっしゃいましたように、現在、海上における船舶の衝突の予防に關しましては国際条約に基いて、わが国では海上衝突予防法という規定がございます。国際条約は一千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約といふのがございますが、この条約では水上における船舶の衝突の予防を目的としておりまして、潜水している潜水艦と水上を航行している船舶の関係については規定しております。

○中路委員 いま聞いているのはそうじやなく

て、すみませんがもう一度引き続いて質問したいのですが、一般にもぐつているときでなくて、

衝突の可能性のあるような深度にある潜水艦、あるいは浮上しかかる場合、今度の場合、一定の浅いところですね、こういう潜水航行はいまの適用対象になるのか。

○吉野説明員 適用にならないと思ひます。

○中路委員 いま適用にならないということをおつしやいました。そうしますと今度の場合、こう

いう浮上しかかる場合や一定の浅い深度の潜水航

行は事実上無法状態なわけですね、衝突がわから

ないわけですから。

そのことできょうはもう時間が限られておりま

すからまとめてお話ししますけれども、そうなると

全く無法状態ですが、例でお話ししますけれども、

東京湾の浦賀水道を通る航路で、横須賀に原子

力潜水艦が入ってきますけれども、これは直前で浮上して浅いところへ入ってくるわけです。片側が七百メートルという魔の航路、また潮の満ち引きによつては見え隠れする暗礁、海堡もある非常に危険な海域です。時間がないですからひとつまとめてお答え願いたいのですが、一つは、いまこの航路を航行する船舶が大型タンカーを含めて一日平均どのくらいあるのかとということと、最近の衝突や乗り上げなんかの事故の発生件数が幾らあるのかということをまずお聞きしたいのと、これは外務省になると思いますが、原子力潜水艦が寄港以来今日まで、原子力艦船、潜水艦、原子力巡洋艦含めて合計して延べ何隻入港しているのか、まず簡単にこれをお答え願いたい。

○吉野説明員 浦賀水道の通航隻数につきましては一日平均にいたしまして昭和五十一年が七百二十隻、五十二年が七百六十二隻、五十三年が八百六十六隻、五十四年が七百二十隻、五十五年が六百五十四隻でございます。それから浦賀水道の救助を必要とするような海難の発生隻数でございますが、これにつきましては五十一年が十二隻、五十二年が八隻、五十三年が十三隻、五十四年が九隻、五十五年が七隻でございます。

○丹波説明員 お答え申し上げます。

日本に寄港しておりますところの原子力船、これはもちろん核を搭載していないわけでございますが、ここで申し上げますのは原子力を推進機関としておる艦船、こういう意味でございますが、二種類ございまして、御承知のとおり一つは潜水艦、一つは水上艦でございます。横須賀関係について見ますと、まず潜水艦が寄港し始めましたのは昭和四十一年、御承知のとおりでございましたて、今日まで百十八回の寄港がある。原子力水上艦につきましては、昭和四十六年に寄港開始いたしましたして今日までのところ十五回の寄港がある、こういう数字でございます。

○中路委員 時間が限られていますからまとめて私の方からお話し申しますが、多いときは一日八百隻近く船舶がひしめいでいる浦賀水道です

ね。いま百十何隻と言われました、原子力潜水艦だけです。これはあの航路の関係と軍港の関係からいいまして、右側通航のために基地に入港する場合は全部反対側の航路を横切るという入り方をしますし、逆に基地から出る場合はこの航路帯に割り込んで出していくという方法をとっているわけです。そして、これは領海ですから当然浮上航行を無害航行によって国際法上やらなければならないわけですが、先ほど海上保安庁が確認されましたように、衝突のおそれがある浮上しかかつた場合や一定の深度までの潜水航行が衝突予防法の適用にならないということになりますと、このところが大変むずかしいわけです。しかも事故の発生件数も大変多い。もしここで事故が起これば放射能汚染の問題だけではなくて、大型タンカーも連日のように入っているわけですから、原油の海洋流出ということも考えますと二重のパニックを引き起こすわけです。そういう意味では、今度の事件の原因を徹底的に明確され、またこうした問題の再発防止の対策が必要であると思ります。

○斎藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四分散会

時間が参りましたので、終わります。

○斎藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四分散会

考えてもらわなければならぬと思うております。ですから、そういう問題も含めまして、われわれは絶えず海上の交通安全につきまして非常な関心を持つておりますので、今後各方面との安全確保について協議をしたいと思うております。

○中路委員 これで終わりますが、いまお答えがあつたように、海上衝突予防法というものは国際法的にも公海上も浮上した場合には適用されているわけですが、今回の事故の場合は非常にむずかしいわけです。浮上しかかつてぶつけた、衝突した。しかも、浦賀水道ではそういう危険が日々あらわれるばかりで、この安全の確保の点で、いま私が要請しました点については、外務省も安保課長お見えになつていますから、別の機会にまた要請をしたいと思いますけれども、外務大臣に伝えていただいて、今度の問題の徹底的な明確と再発防止の対策が示されない限り横須賀への原子力艦船の入港は一時中止するということを強く要求しておきたいと思います。

○塩川國務大臣 これがわが政府だけで検討いたしましたにもいかんともしがたい問題もございます。研究もしていただきたい。私たちの要求は、それまで中止をしてほしいということをお願いしているわけですねけれども、船の安全航行という観点からこの大臣と検討していただけますか、いかがですか。

昭和五十六年五月十一日印刷

昭和五十六年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局